

# 四日市南ボーイズ規約

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

本チームは、財団法人日本少年野球連盟三重県支部に所属する「四日市南ボーイズ」と称する。

### 第2条（事務所）

本チームの事務所は原則、事務局に置く。

## 第2章 目的及び事業

### 第3条（目的）

本チームは日本少年野球連盟の定款に基づき、硬式野球を通じて野球技術と体力の向上、団体生活の規律、礼儀等を指導し、明朗な社会人としての基盤を育成し、次世代を担う人材の健全育成を図ることを目的とする。

#### 第4条（事業）

本チームは、前条の目的達成する為、次の事業を行う。

1. 日本少年野球連盟主催大会、地区大会への参加
2. 野球技術向上への指導と練習
3. その他、チームの目的達成に必要な一切の事業

### 第3章 組織並びに分担金

#### 第5条（組織）

本チームは、次の会員をもって構成し、運営する機関として事務局、指導部を置く。

1. 選手及びその保護者
2. 本チームの目的に賛同して、奉仕活動を行う役員及び賛同者

#### 第6条（入会）

本チームの入会は、次の規定による

1. 本チームが認め、所定の手続きを終了したものを対象とする
2. 前項の規定により入会した会員の保護者は、同時に父母会

員となる

## 第7条（役員）

本チームは、次の役員を置き、チームの重要議案を討議役員会議を適宜行う。

1. 代表1名、副代表1名、事務局1名、監督1名、コーチ若干名、父母会代表1名

## 第8条（役員の任免）

役員の任免及び任期については次のとおりとする。

1. 代表は役員会議で選任し、総会で報告する
2. 副代表、事務局長、監督の任命は代表が行う
3. コーチの任命は監督が行う
4. 父母会役員の任命は父母会が行

## 第9条（役員の任期）

役員の任期は設けないこととする。

## 第10条（役員の任務）

役員は次の任務を司る。

1. 代表はチームを代表し、会務を統括する
2. 副代表は代表を補佐する

3. 事務局長は本チームの運営を円滑にするために手続き一切の事務処理を行う
4. 監督はコーチを代表し、選手及びコーチを統括して野球実技の指導、各試合を指揮する
5. 父母会代表の任務は父母会の規則によるものとする

#### 第11条（脱会、除名）

本チームの脱会、除名は、次の規定による。

1. 選手は脱会届を提出し脱会することができる。脱会した選手の保護者は会員資格を失う。
2. 理由なく会費の納入が3か月以上未納となった選手は自然脱会とする
3. 選手・保護者及び役員で、著しく本チームの名誉を傷つける行為、また他の会員との非協調的な行動のあった者は、役員会議の議決を経て、除名することができる。
4. 本チームの指導方針から逸脱した指導を行った指導者は、役員会議の議決を経て、除名することができる。

#### 第12条（会費）

本チームの決定した会費及び費用は必ず納入しなければならない

い。

1. 入団金（入団時のみ） 10,000 円
2. 会費（毎月） 10,000 円
3. 父母会費（毎月） 2,000 円
4. 選手登録費（毎年 1 回） 3,000 円（在団生は 2,000 円）
5. 傷害保険（毎年 1 回） 1,500 円
6. 遠征費等（都度徴収）

\*同時期に 1 家族 2 名以上の選手が在籍した場合の特例事項として、二人目以降は会費（毎月）5,000 円とする。また、父母会費（毎月）は父母会の規則によるものとする。

## 第 4 章 安全と責任

### 第 13 条（安全管理）

1. チームは選手の健康管理、安全確保について常に留意し、活動中に事故者のないように事前に防止策を図る
2. 保護者は身体に異常がある時は、監督又はコーチに届けること
3. 選手は連盟指定の傷害保険に加入しなければならない

### 第 14 条（責任の範囲）

1. 活動中において、選手及び指導者に万一事故、またわ第三者に損害を与えた場合、その賠償金の支払については、チームの契約した賠償責任保険金額の支払いの範囲とする
2. 大会参加等に伴う移動中の事故について、チームは一切の責任を負わない

## 第5章会計事業年度

### 第15条（会計事業年度）

毎年1月1日から12月31日までとする。

### 第16条（会議）

年一度、総会を開催する。

1. 総会の事項は次のとおりとする。
  - イ) 事業報告、会計報告の審議
  - ロ) 事業計画、予算計画の審議
  - ハ) 規約の威勢の審議
  - ニ) 役員の変更の報告
2. 総会の議決権は選手1名つき、保護者1名とする。ただし、1家族2名以上が在籍している場合は、1家族につき、保護者1名とする

3. 出席者の過半数により議決し、可否同数の場合議長の決するところによる
4. 代表は、必要に応じ役員を招集し役員会、臨時総会を開催することができる
5. 代表は、総会、臨時総会、役員会の議長となる

## 第6章 その他

### 第17条

その他必要事項は、役員で決定する。

本規約は令和6年1月6日より施行する。